

支給の要件満たすか

育休直後に介護休業で

問

先月まで育児休業を1年取得し育休給付を受けた従業員から、親が急に倒れたので介護休業を取れないかと相談がありました。介護休業給付は受けられますか。

緩和措置を考慮し判断

答

育児・介護休業給付の受給には、原則、休業開始日前2年間にみなし被保険者期間が12ヵ月以上必要です（雇保法61条の4、61条の7）。みなし被保険者期間は、賃金支払基礎日数が11日以上ある月を1ヵ月と数えますが、12ヵ月に満たない場合、賃金支払基礎時間が80時間以上の月も1ヵ月に数えます。育児・介護休業給付を受給後、たとえば第2子の育児など、新たな給付を受ける場合、休業開始日前2年をみる際に緩和措置が採られ（雇用保険業務取扱要領）、出産や育児、疾病、負傷などやむを得ない理由で引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった期間を2年に加えられます（最大計4年まで）。ご質問のケースは、介護休業開始前2年間と育休期間を足した期間のみなし被保険者期間をみるため、対象となる可能性が高いでしょう。